

ミセス・ワタナベに 朗報となる税制改正

ミセス・ワタナベは世界的な有名名人です。2007年頃から東京のインターバンク市場に、昼をはさんで午後になると、大きな要因が無いにも拘わらず、為替相場が反対方向に振れる現象がしばしば見られ、為替のプロたちが、予期せぬ損をさせられました。

こうした状況が頻繁に起こったため、原因を探っていくと、主に日本の主婦やサラリーマンなどの個人のFX投資家が、昼休みを利用して一斉に注文を出していたことが判明しました。一時は為替取引の3割以上を占め、大きな影響力を持ったため、彼女たちの逆張りに、海外では、「ミセス・ワタナベ」という呼び名が生まれました。

ミセス・ワタナベに朗報となる税制改正が今年成立しています。外国為替証拠金(FX)取引の損失繰越・損益通算に関する取引所と店頭税制一本化です。

取引所FXは 投資家と取引所が取引するもので、「くりっく365」の名称で呼ばれ、課税関係は一律20%税率の「雑所得・申告分離課税」に分類されています。損失がある場合は3年に亘り繰越控除できます。一方、店頭FXは投資家とFX業者が取引するもので、課税関係は累進課税の対象となる「雑所得・総合課税」に分類されています。損失は繰り越してできません。

これが、来年1月1日以降の取引分から「雑所得・

申告分離課税」に統一されることになりました。ということは、FXと同じく証拠金を預け、レバレッジをかけて取引を行うその他のCFDと呼ばれる株式や株価指数等を対象にする日経平均先物などや、さらに、金融商品先物取引だけでなく、商品先物取引も含め、従来から申告分離の雑所得とされていたものが全て一本化されるということです。

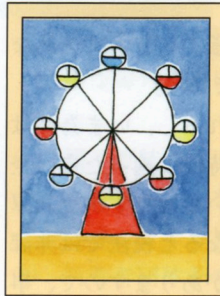
FX取引では売買を決済した取引だけが、その年の確定申告の対象になります。店頭FX取引を手がけ、損失を抱えてしまっている場合は決済を来年まで先送りした方が有利かもしれませんし、雑所得の年金所得と相殺するなら今年中の決済が必要です。

こ含み益」が大きい場合は、課税額の試算が必要です。課税所得が330万円以下なら年内に決済した方が納税額は少なくて済みます。

「訂正」9月号で、未分割遺産から生ずる不動産所得は、兄弟のうちの誰かが代表して申告事務を行う、と書いていましたが、国税庁の見解では、遺産分割が確定するまでは、共同相続人がその法定相続分に応じて申告をするとなっておりますので、訂正いたします。

11月。初冬の気配濃く。所得税の予定納税額の減額申請は15日までです。

8日立冬、23日小雪。



つまらぬ財産を持つより、
立派な希望を持つほうがマシだ。
(ドン・キホーテ)

11月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○10月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○10月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税予定納税額の減額申請	15日	
○9月決算法人の確定申告	30日	○9月決算法人の確定申告
○24年3月決算法人の中間(予定)申告	〃	○24年3月決算法人の中間(予定)申告
○所得税予定納税額の第2期分納付	〃	
○特別農業所得者の予定納税	〃	
	<small>地方条例による</small>	○個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。